

## 彦根市行政評価委員会 会議録要旨

第3回 彦根市行政評価委員会	
日 時	平成26年9月8日（月） 午後2時00分～午後5時00分
場 所	彦根市役所5階 第3委員会室
出席者	委 員 別紙のとおり
	市職員 市民環境部次長、生涯学習課長、東山会館館長、広野教育集会所所長、人権教育課長、都市建設部次長、道路河川課長、交通対策課長、各所属職員
欠 席 委 員	西川委員、森委員

### 【開会】

### 【委員会の成立について】

委員8人中6人が出席。過半数以上の出席があったため、彦根市行政評価委員会設置要綱第6条第3項の規定により会議は成立。

### 【資料の説明】

事務局より本日の資料の説明。

### 【341 支え合いのまちづくりの推進の振り返り】

#### ○委員長

事務局から説明がありましたように、前回委員会での評価施策の評価点数、各委員の総括評価、事務局より提出されました委員会としての総括評価案が記載されました評価表の資料が提出されておりますのでご確認をいただきたいと思います。

まず、341支え合いのまちづくりの推進についてです。この点数につきまして、変更等はございますか。まず、確認をさせていただきたいと思います。

#### ○委員

副委員長の妥当性は1ということでよろしいのですか。

#### ○委員

そうです。

○委員長

ほかには評価点の変更等ございますか。よろしいでしょうか。それでは副委員長お願いいたします。

○副委員長

はい、1の評価につきましてご説明を申し上げます。

今、この資料を出していただきまして、ありがとうございます。今見たところですの  
で精査している時間は残念ながらございません。それと前回、稲枝の社協では1世帯あたり900円を徴収されているという事実が多分あると思います。これも調べてくださいとい  
うことでしたけど、それについての回答がありません。ただ、今事務局からありました  
ようにきっちと了解をいただいて、文書でいただいてという回答でしたが、僕は余り存じ  
ません。現実、きっちと文書で出してくださいということをいただいているのかどうかに  
ついてはちょっと僕も疑問があるところであります。

たまたま、支え合いのまちづくりという施策でしていますが、僕は彦根市全体で考  
えるべきことだと思っております。

一市民として稲枝地区の住民だけが1世帯あたり900円。資料見ましたところ、各世  
帯から200円とか300円を徴収され、あるいは自治会で徴収されていると、僕は理解  
しています。

人件費に、専属1名と多分稲枝社協は臨時の方が1名いると思います。そのことにつ  
いては、人件費としては出ておりません。住民が負担しているということです。900円か  
らどれだけ負担しているかの精査をしたい。あるいは、稲枝の老人クラブ、あるいは民生  
児童委員等の事務とか仕事も稲枝地区で雇われている方、社協で雇われている方がしてお  
られる可能性もあります。

できるならば、彦根市社協と稲枝町の社協の昨年度の決算報告を見せていただきたい。  
公表できないということでしたら公表できないでも構わないので僕はお願いをしたい。精  
査をした上で、あくまでも一住民として、不平等、不公平だと痛烈に私は感じております。  
少なくとも前回の会議で、稲枝地区には4200～4300世帯がいるとのことで、一世  
帯あたり900円として約400万ほどだと思います。それが、ここに前回で聞きました  
ように現実的な背景についての説明をお願いしたいということでしたけど、説明はありま  
せんでした。合併して40何年ですけどね、これが900円というのはいつから集めてい  
たのかは僕も存じません。少なくとも20年～30年は集めておられます。既に1億のお

金を稲枝地区の住民には強いられているという計算になります。今後、これから30年も40年も稲枝地区の住民だけにそのお金を強いていくのかということ。彦根市側として、この件についてどうしても出せない事情があるのか、出さないのかということのはっきりしていただきたいということで、話が長くなるといけませんので、委員さんにはお願いをしたいのは、この件につきましては今年度中の継続審議ということで、今回この部分については評価をしないで審議をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長

今副委員長からこの件につきまして理由ご説明がございましたけれども、委員さんとしては、対応に対して納得されていらっしゃらないということで、評価の保留をしたいということでございますけれども、これ行政評価委員会として年度内に評価をするということでよろしいのかどうかちょっとまずお聞きしたいと思いますが。

○事務局

当然年度内にはこの何らかの評価をしていかなければならぬと考えております。副委員長が、資料が不十分であるということも含めてだと思うのですが、決算報告書を見たいとか前回を含めていつからとかどういう歴史的な背景でこういうふうになったのかとかを聞きたいということでよろしいでしょうか。

○副委員長

はい、合併の時にいくつか西小学校の新築の問題とかいろいろ多分あったと思います。だからその中に、例えば稲枝町については個人で負担してもらって、社協は私たちでやりますと。そのときに住民の合意もきちんと得られているのか、その辺のところからきちんと話をしないければいけないのでしょう。そういうことで資料をいただきたいということもあります。

○事務局

社協と行政との関係ですね。この前も指導的立場にあるのかどうかということもありましたけれども。

○副委員長

要するに法人格の社協は、一市町に1つですか。法律で決まっているのは。社会福祉協議会としてはそうでしたよね。

極端な話、稲枝町に住んでいながら、例えば900円を払っていない家庭については、彦根市の社協がやっておられるいろんなサービスとかは受けられるかどうかということで

すね。受けられれば同じ市民としては、900円を払う必要はないわけですよね。受けられるのですから。そこも話をさせていただきたいです。

○事務局

評価の保留だということで、また前回、各学区の会費の状況の資料を公表させていただけに留まっておりますので、今年度の中に担当課がご説明をしていただく機会を設ける必要があるのかと思います。評価保留とさせていただき、事務局から再度説明させていただけますか

○委員長

それでは委員会としてはこの341の施策につきましては今日の段階では保留とさせていただきたいと思います。再度、事務局のから資料を提出していただき、検討し評価を確定したいと思いますけどもそれでよろしいでしょうか。

コード番号341の施策は保留ということとします。

【342 障害児福祉の推進の振り返り】

評価点変更なし

有効性 17.5 必要性 18.1 妥当性 15.0 効率性 15.0

総括評価は事務局案のとおり

【343 高齢者支援の推進の振り返り】

評価点変更なし

有効性 16.8 必要性 16.8 妥当性 11.2 効率性 13.7

総括評価は事務局案のとおり

【344 生活支援体制の充実の振り返り】

評価点変更なし

有効性 16.2 必要性 16.8 妥当性 13.7 効率性 15.0

総括評価は事務局案のとおり

【311 人権尊重のまちづくりの推進への意見・質問】

○市民環境部次長

まず、現状と課題でございます。現状はまだまだ人権侵害に関しまして多くの問題を残しているということでして、人権教育、人権啓発のためには自主的、主体的な参画を促進する必要があるということです。また、指導者として自発的に活躍できる力量を備えた人材、リーダー養成ということは必要であると考えております。また、人権侵害を受けた、あるいは恐れのある場合、安心して相談できる体制や支援体制を整備する必要があると思っております。また、地域総合センターにおきまして、住民交流を促進して開かれた地域社会づくりを進めているところです。そして、彦根市人権施策基本方針の実現に向けまして総合的、重点的に取り組む必要があるということで、また世界の恒久平和につきましても啓発活動に取り組む必要があるということです。目指す成果といたしましては、市民一人一人の人権が尊重されるまちを実現することです。

その施策の概要といたしまして、大きく5本柱で進めてまいります。1つが人権意識の高揚です。これにつきまして、人権教育・人権啓発の推進として、市民や企業などを対象といたしまして、人権市民のつどいや人権教育研究大会、各種研修会を開催しております。また、学区人権教育推進協議会や地域の団体と連携しながら講演会等を行っております。それから、人権教育・人権啓発に取り組む指導者の発掘と養成として、リーダーとして活躍できる人材の育成を目指しまして、市民を対象に人権啓発リーダー養成講座を、また、企業向けには企業内人権問題リーダー養成講座をそれぞれ開講いたしております。また、ステップアップの場といたしまして、人権啓発指導者研究会を発足させております。市民主体の活動ですが、ヒューマンアクターや、各学区の人権教育推進協議会との連携を取りまして、人権のまちづくり懇談会を開催いたしております。

次が人権擁護の推進です。人権侵害を受けた市民が主体的に解決できるようにさまざまな支援情報といたしまして、人権擁護委員や擁護推進委員、各種相談、人権相談にかかる情報を広報やホームページに掲載いたしております。

それから人権・同和対策の推進です。その中の生活基盤の充実として、地域総合センターにおきまして、地域住民の生活上の相談に応じるなど、また就業相談にも応じ、そして地域の企業の相談にも対応いたしております。それから、東山会館や人権・福祉交流会館では周辺地域との交流を通じまして、相互理解を深めるために各種講座等を実施いたしております。

人権尊重都市の具現化については、主要な課題といたしまして、部落差別や女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などの人権に対する課題につきまして各関係課と連携を深

めながら、市民や企業への啓発を行っております。

また、5番目でございますが、平和・核兵器廃絶都市の推進です。広島、長崎原爆等の展示をいたしております。

指標による評価ですが、これは人権市民のつどいの参加数を評価しております。

1,000人を目指しておりますけれども、平成25年度は850人の参加でございまして、若干減少気味です。平成21年度に比べますと増加しておりますが、平成24年度と比べまして減っています。この内容ですが、やはり市民のつどいの参加の増減といったしましては、講師やテーマによるところが非常に大きいと思っております。1,100人を集めましたときは、家田莊子さんの講演ということで非常に人気を集めたということでして、そういう部分があるかと思っております。参加者の目標を達成するだけではなく、参加者が固定化しないように、またテーマに応じて、参加の呼びかけ等を工夫してまいりたいと思っております。

そして具体的な事務事業ですが、人権政策課、人権教育課、それから生涯学習課、東山会館、人権・交流福祉会館、広野集会所等、それぞれ連携しながら対応しているところです。以上、概要です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長

はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当課よりご説明いただきましたけれども、これに関して質問、ご意見等ございましたらご自由にお願いいたします。

○委員

市民意識調査について聞きたいのですが、事前質問の回答ではで10年に1回実施っていうことなのですが、その施策に限定されるものではないと思うのですけれども、大体どういうような内容の調査ですか。平成28年に実施ということなのですが、準備等はどういう形で進められているのかということを尋ねたいのですが。

○市民環境部次長

10年に一度という周期でやっており、平成28年度が次回の調査の時期だと思います。その間にも県は5年単位で調査しておりますので、県が5年で行っている意識調査の結果や、その内容の変更などを踏まえて、新たに修正等を加えて意識調査の項目を検討したいと思っております。

○委員

内容的には同じようなものなのですか。10年というのはちょっと長過ぎるような感じを受けるのですけれども。それを県の意識調査で補填されているということでしょうか。

○市民環境部次長

はい、ある程度重複する部分がございますので、推移を見ながらやっております。大きく変わるものであれば、結果に合わせた形でいかなければと思いますけれども、基本的には大きく傾向としましては変わっておりません。そして総合的な無作為抽出の意識調査とは別に、それぞれ人権市民のつどい等の研修機会の中でのアンケート調査も含めて、無作為抽出の意識調査とは若干違いますけれども、その中で補完的な形で行っておりますので、合わせて見てまいりたいと思っております。

○委員

じゃあ10年というのが適切だということでしょうか。

○市民環境部次長

そういう意味では10年というのは、あくまでも県の5年単位の調査もございますので、現状では適切ではないかと思っております。全く違うものでしたら、おっしゃるとおり10年というのは意識の変化は早いですから期間が長いと思いますけれども、その間に県の調査がありますので、その中で含めて考えております。

○委員長

はい、ほかにいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

では、私から1つ質問をさせていただきますが、学童保育事業についてですけれども、町内児童の参加率に関しまして、23年度から25年度までですね、参加率が低いようですが、低い理由をもう少し教えていただきたい。

それから、事務事業評価表⑤のコスト削減余地のところで、受益者負担というふうに書いてございますが、一人あたりの経費と一人あたり受益者負担額はどのくらいなのかということを教えていただければと思います。

○広野教育集会所長

学童保育の参加率が低いということで、逆に言いますと、町内の参加率が増えてきている中で、毎年学童保育教室の参加が毎年増えてきております。平成25年度が121名の子どもが参加しております。そしてさかのぼりますけど、平成24年が98名。続いて平成25年が121人。参考までに今年度、平成26年度が128人という形で、小学校1年から3年生までの参加者の人数となっております。その中で、河瀬小学校の1年生から

3年生までの大体半数前後が参加しているわけですけれども、学童保育の参加者が増えていく中で、町内の児童は児童数全体としては横ばいといいますか、多少減っている部分もあるので、町内の参加率が減ってきているということになると考えております。

そして学童保育教室の経費と利用者負担ということで、学童保育教室は、大体夏休み期間中の延べ20日ぐらいを毎年実施しております、一人あたり8,000円の自己負担をいただいております。そしてその期間中に、別途、荒神山自然の家への1泊2日の合宿も実施しまして、それに参加する子どもの場合はプラス3,000円をいただいております。こうした中、学童保育教室の予算ですけれども、大体事業費は400万前後となっております。以上です。

○委員長

一人あたりの経費は大体どのくらいになるのですかね。

○広野教育集会所長

一人あたり3万3,000円です。

○委員長

一人あたりの経費が3万3,000円で受益者負担が8,000円ということですが、バランスはどうなのでしょうか。これは当然のバランスなのでしょうか。かなり受益者負担が少ないよう思うのですが。これ、一般的な比率でしょうか。

○広野教育集会所長

河瀬小学校の放課後クラブの分を、夏季休業中に広野教育集会所で実施しております。その他の学区、小学校につきましては、生涯学習課が所管し、それぞれの学校で実施されておりますが、負担額についてはこちらでは把握していません。

○委員長

こういうことが一般の方に知られて不公平感が出てくるかどうかを心配します。非常に比率がかなりアンバランスだというように思うのです。もし他のところで学童保育を実施してほしいという要望があり、万が一そういう感じでこの比率ではなくて別の比率で行政が負担される、あるいは自己負担されるということになると、やはり公平性の問題が出てくるのではないかと思うのですが、そういう心配は全くないと考えてよろしいでしょうか。

○委員

他の小学校区はいくらかわかりませんか、夏休み中の20日間は。

○生涯学習課長

夏季休業中は1万円。もちろん定額です。

○委員長

そうするとここで基本的に2,000円の差があるわけですよね。河瀬と他の学童で。そのあたり1万円出しておられるところから不満とかないのでしょうか。

○生涯学習課長

開設日数はお盆等で河瀬の学童のほうが短いので、通常の児童クラブのその受け入れをさせていただいたり、時間も8時半から18時半で、より長い受け入れ時間といたしております。

通常の児童クラブはそれよりもサービスが大きいというものがありますので、全くイコールにはならないというふうには考えております。

○委員長

はい、ありがとうございます。

ほかにございましたらよろしくお願ひします。

○副委員長

例えばこの400万はこの夏休みの休業中に使われているわけですね。一人あたり3万3,000円というのは出されているというわけですね。他の学区では、夏休み中にこの1万円を取られて、それだけなのですね。その他には出しておられないのですよね。他の学区で要するに、市として援助されているお金が。河瀬のところは年間400万ですか。この学童保育のために出ているのは。

今、委員長が言われましたようにどこかで誰かが聞かれて、不公平感が感じられないかという話です。他の佐和山学区とか鳥居本学区でも学童保育はやっておられますよね。

○生涯学習課長

もちろん17校区でやっております。全部の学区について平日、それから長期です。長期の場合は1日8時半から18時半ということになります。このような1年間を通した預かり方をしております。ただし河瀬はあくまでも夏季に限定した事業として1つやっているものなので、もともとお預かりする方は一緒でやってますけれど、事業そのものが違うので、単純に比較するというのは難しいところもあります。

逆に言うと、そこだけなのかという話もあるのですけれど、それはまた事業計画のことなどもありますので、なかなかイコールにはならないと思っております。

○委員

すいません。私もちよつとお聞きしていて、例えば河瀬の学童の人数が増えてきて場所が狭いようなことも書いてありましたけれども、ほかにも増やす予定はこれからありますか。もし増えた場合にこの予算内で運営できるということも考えておられますか。

○広野教育集会所長

広野教育集会所で実施しております学童保育については、毎年ここ2、3年を見ていると申込児童数は増えてきています。その中で、その年の1年から3年までの人数によっても多少変わってきますけれども、今現在、平成26年度は128人という子どもたちの申込の中で、16班編成で8人ずつの子どもたちを1班として指導しています。施設のスペース、そして安全面等いろいろな面からすると大分限界にきているのではないかということは考えています。こうした中、生涯学習課からも、学童保育については学校自体での申し込みも増えているように聞いております。今後、夏季休業中の学童保育の申し込みは増えることを予想した上で生涯学習課と協議を進めて、例えば130人を超えるような申し込みがあった場合にどうするのかを含めて、生涯学習課と早急に進めていきたいと考えております。まずは安全面のことを最優先に考えなくてはなりません。人数が増えていけば、安全面等を考えると、それに対応する指導員の人数も増やさざるを得ない場合も出てきます。そうするとまた経費も膨らんできますので、検討、協議を進めていきたいと考えています。

○委員

はい、今言われたのでいいと思います。

社会背景等の変化が今後の予想にも書いておられますし、委員長、副委員長が言っておられた夏季の学童保育以外の1年間の学童保育等々も頑張ってバランスのいい、ほかの市民の皆様からの不公平感のないような今後の対策を検討していただければありがたいなと思います。

○委員長

他にいかがでしょうか。

ちょっと数字の確認をさせていただきたいのですが、彦根市人権教育研究大会開催事業のところですが、事務事業評価表の表で初回参加者数が目標350人に対して現在値が25人となっております。裏のところでは平成25年度のところで成果が253人となっておりますがどちらの数字が正しいのでしょうか。

○人権教育課長

これは253人です。

【311 人権尊重のまちづくりの推進の評価】

○委員長

最初の委員会で評価点が「1」、「5」の場合にはできる限る理由をつけるということでおざいましたが、委員さん、どうでしょうか。

○副委員長

今新たな事業が始まってからもう12～13年になりますかね。非常に活躍されていることは見えるのですけれども、内容はかなり各地区でマンネリ化して、特に男女共同参画の部分ですとか、あるいは多文化共生で外国籍の市民の問題なんかについても触れられておりますが、4月か5月にヒューマンアクターの人が広報に掲載されますが、ある地区によつては次の人があななかいないとかいう話も聞いております。一生懸命多分動いていただいているとは思うのですけれども、その活動内容は市民には非常に見えにくい部分があるということです。

それから、一般市民として企業の中で、利益追求のために、人権問題が表面化されにくい。そのところには僕ら市民には見えてこないで、人権政策課で企業訪問等おられると思うのですけれども、その辺のところが実際働いている方はなかなか現場では言えないということありますので、ちょっと市民に見えにくい部分のところを何とかもうちょっとしていただければなということで、僕は評価を5にしました。

評価について変更なし

有効性 16.2 必要性 18.1 妥当性 11.2 効率性 14.3

【311 人権尊重のまちづくりの推進の総括評価】

○委員長

次に総括評価になりますが、資料にありますように各委員からは資料通りのような評価が出ております。委員会として一定の方向性を持ってまとめてまいりたいと思いますが、特にまとめにとってポイントとなるようなところがございましたらご指摘をお願いしたいと思います。

点数評価では有効性、必要性はかなりポイントが高いわけですが、逆に妥当性、効率性が低いということでございますので、そのあたりを鑑みて何かポイントになるようなところはございますか。

これを見ますと、施策そのものとしては評価として高いというかそういう位置づけだと思いますけれども、ただ内容や成果とかそういったところで若干問題があるというふうに思いますけれども、そういう内容を各委員の総括評価の中から拾っていただくということになるかと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、実績としてはそういう評価をされますけれどもただプロセスとか、方法とかあるいは成果とかそういう面で若干問題があるというところをピックアップしていただきてまとめていただくということでお願いいたします。

（後日、事務局で案を作成。）

#### 【321 男女共同参画社会の推進への意見・質問】

##### ○市民環境部次長

現状と課題です。やはり固定的な性別役割意識が依然として残っていることが一番であり、男女共同参画の取り組みを進め、解決していくことが必要だろうと思っております。また、男女どちらかに偏ることなく、社会にその意見が反映されるように、各種委員会の委員の選考にあたりましては、男女比率につきまして配慮する必要があるということです。まだまだ十分至っておりません。

それから、さまざまなハラスメント、ドメスティックバイオレンスなどがまだ潜在化しております、その暴力の廃止に向けて、啓発や相談事業を関係機関と連携して強化する必要があると思っております。

目指す成果といたしましては、性別にとらわれず、一人ひとりが自立した人間として個性や自主性が尊重され、誰もが社会のさまざまな場で対等に参画し、ともに支え合う男女共同参画社会を目指しますということとして、この施策の概要ですが、大きく5本柱で推進しております。

1つが、一人ひとりの気づきと実践です。男女参画の地域推進委員を設置しており、自治体や事業所、各種団体に出前講座に出ていきまして、啓発を頑張っているところです。

それから男女共同参画の視点での意思決定の促進です。男女比率が非常に偏っている

ものがあるため、それを改善していこうということで、府内外に啓発する必要があります。

それから働き方や職場環境の見直しです。これは企業等への啓発の訪問によりまして、チラシやパンフレットを配布して啓発に努め、そのような取り組みをしている事業所につきましては表彰をして啓発に努めているところです。

また男女間での暴力防止の推進ですが、DV相談につきましては、女性相談員を1名配置いたしております。それからDV防止の周知や、啓発をそれぞれいろんな方法を使って対応しております。

それから推進体制の整備ですが、男女共同参画審議会、また男女共同参画社会づくり推進本部を設置して、市民、事業者との協働による事業や啓発の審議、検討をしております。また、男女参画センターウィズを指定管理によって民間のノウハウをいかした考えとともに各種拠点施設として位置づけ、各講座等で啓発に努めているところです。

指標について、市の審議会等における女性委員の役割が40～60%である審議会等の割合を60%以上を目指していますが、最近でいきますと、平成23年度は30%でしたが、24、25年度と若干低下傾向でして、その部分につきまして頑張っていかなければならないと思っているところです。その理由といたしましては、ここにも書いていますが、各種関係団体の推薦者に男性が非常に多いということです。あて職になっているものがありますが、本当にあて職でなくてはならないのかということで、積極的な割当て制度ではないですが、何とかできないかと思っております。1つの事例を申し上げますと、「～の会」の代表や会長となると、会長は男性の場合、副会長さんに女性の方がおられますので、選択していただければ女性の方というのも当然よいわけです。そういう形で、会長ということではなく、その会からの代表ということで女性である副会長が選出されている事例もございますので、そのような形で少しでも進めてまいりたいと思っております。

今後の施策の展開方法ですが、男女共同参画ひこねかがやききプランⅡによりまして、総合的に事業を実施してまいりたいと思っております。このためには、男女共同参画センターを交流の拠点施設として、また啓発の出前講座等を行ってまいりたいと思っていますし、市民公募によります地域推進委員の方に積極的にお願いしたいと思っております。これにつきましては人権政策課と子ども青少年課がごらんのとおり事業を推進しております。概要は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長

ありがとうございます。それでは、担当課が説明いたしましてご意見とかご質問等がござ

ざいましたらご自由にお願いいたします。

○委員

ご説明あった指標の件ですけれども、平成21年度から25年度にかけて減少している、ご質問もさせていただいたのですけれども、目標値に届かない理由としてはその説明のとおりだと思うのですが、実際この施策を進めているにも関わらず、減少しているという理由づけにはなっていないような気がするのですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○市民環境部次長

各種審議会の構成メンバーの方々、またその構成メンバーの男女比の部分が、詳細には把握しておりませんが、団体に依頼しますと、多くの場合は会長さんが審議会の委員になられるケースが多いです。そうすると、どうしても男性の方が圧倒的に現状として多いわけです。その会のメンバーの中に女性が全然おられない場合はまた別でしょうけれども、あくまでも強制はできませんが、できるだけ男女比率に考慮いただくようにお願いしています。ある程度よく承知している団体の方だと、意味あいを十分ご理解いただいて、会長がしていただかなくても、ふさわしい人がおられるので、例えば副会長でいいですかという団体もあります。そういう場合は女性の方がなられるということになるのですが、まだまだそういう意味では団体の長が委員を受けなければいけないという意識のある方が、正直言いまして多いです。それも固定観念かもわかりませんが、そうではなくて、やはりそれぞれその団体の中でも、それにふさわしい方がおられましたら来ていただきたいと思っております。そういう部分が、まだまだ府内や各所属にうまく浸透していないと感じており、そういう意味では反省材料と思っております。

また、お聞きするところでは、専門分野の部分におきましてはやはり男女比率がまだまだ偏っている場合もございます。今はそういうのは関係なしに専門職も女性の方も多くなりつつあるわけですけれども、それが今の経過年数の中ではまだまだ難しい部分があると思っております。そういう意味では、なかなか判断できない部分がございますが、単なるあて職でいいのではなくて、それにふさわしい方という部分で検討していただきたいと考えており、少しでも啓発に努めてまいりたいと思っております。

また、非常に意識の高い女性の方々について、今で言いましたら、60歳代ぐらいになっている熱心な方がたくさんおられます。そういう方が大分高齢化されまして、若干その中間層が手薄になっている部分がはっきり言ってあろうかと思います。やはり幅広い年齢層の方々にあらゆる分野で参加していただくということが必要と思っております。

○委員

内容について、私も2番の質問をさせていただいたのですが、いろいろな委員会等での副会長とか副委員とか全体を見ての男女比率みたいなのはどうでしょうか。主なその委員のメンバーだけじゃなくって委員の補助だとかあるいは副になっている人たちを含めての男女比率はどうのような状況でしょうか。

○市民環境部次長

ここでは審議会の委員さんのそれぞれの構成比率になっています。

○委員

委員会とかの。今この母体では。

○市民環境部次長

私が言いましたのはそうではありません。○○団体という形ですと、多くの場合は会長さんがなられますが、その会の中でも、会長さんなり副会長さんなり理事長さんなりおられます。会長さんが男性の方でも、副会長さんをされている女性の方がたくさんおられて、いろいろお話をしていて、副会長さんでも十分見識持った方がおられますので、その方が代表として行かれたという場合があるのです。その団体の中での話ですが、多くの場合が会長なり団体の長があて職という形でなられますので、そうではなくて、優秀な見識を持った方でしたら副会長でもいいですということです。

○委員

それは今お聞きしていたのですけれども、例えば市の中でそういう委員会となすものの中で、委員さんが皆男性ばかりじゃなくて補佐的に女性が入れるところとかあるのではないかなと思ってお聞きしたのですが、その主だった委員会の男性と女性の比率ではなくって、副に入っているようなのはないのですか。

○市民環境部次長

あくまで審議会ですから、皆さん同じです。その中から会長代理が選ばれます。

○委員

例えばここに回答にいたいている分析を行い、ご提案のことも含め検討していく必要があるというお答えをいたしているので、分析をしていただいて、名前じゃなくて比率をとか公表していただくっていうのを1つ市民の皆さんに公表する必要があると思うのですね。

○市民環境部次長

公表ですか。

○委員

男女比率をです。市民を通してその委員会、審議会なら審議会の男女比率が男女比率はバランス悪いなというのを市民の目線からご意見を言っていただくような手だても1つあるのではないかなど感じています。そういうことはできないのですか。

○市民環境部次長

検討してみます。これにつきましてはね、いろいろ審議会があり、それについて全てというのは難しい部分ございますので、そういう一律数字をもって公開してはどうかと思います。ふさわしい方をまず選んでいただき、その中でたまたま副会長や優秀な女性の方がおられたら、その方をできるだけ入れてくださいというようになります。啓発の仕方も難しい話であろうかと思います。お気持ちはわかります。

○委員

私は、せっかく目標値も上げて現在値も平成23年は30になってその後、24年、25年と数値が減ってきておりますので、やっぱり事業として成り立たせようと皆さんご努力されているわけですから、数値がどんどん低くなっていくっていうことを求められているわけじゃないと思いますので、そこら辺の方法というか。

○市民環境部次長

本当に速攻性があるものがあれば一番よいのですが、先ほど言いましたように、女性バンク、人材バンクを私どもも何年も前から持っているわけです。分野別にそれぞれの女性の方々のものを持っています。これは当然ちゃんと個人情報を守っておりますけれども、各所属に見てほしいと伝えてあります。その中でふさわしい方をできるだけ入れていただくという形で、数年前からやっているのですが、新規の方がなかなか入ってこられません。私どもの努力不足かもわかりませんが、人材が高齢化してしまっている部分があるので、若手の新しい方を人材バンクの中に入れて、全ての所属とは言いませんけれども、審議会に女性の方々が入り、男女の比がそこそこになるような形、意見が公平になるような形で審議会をお願いしますと言っています。人材バンクを見せてほしいと要望される所属もございますが、若干、高齢化している部分がございます。そういう意味では新しい方が入っていただくのも必要かと思っておりますので、それも含めて、検討してまいりたいと思います。

○委員

例えば大学や大学病院は圧倒的に女性が少ないので、だから徐々には増えていくと思うので、無理に急激に女性を増やそうとされなくとも、高齢化と仰ったところはまた別だと思うのですけど、依頼されるところ自体の母体自体女性が少ないと現実があるので、その母体自体が徐々に女性を増やそうと。それも無理にこうして入れているようなところがあるので、意識さえしておいていただいたら、余り数字に振り回されなくとも、常にそれを意識されていたら徐々には増えてくると思いますので、努力するということを継続していっていただいたらいいのかなと思います。余り無理やり女性を入れようと思われなくてもいいのではないかなという気は現実問題として思ってしまいます。

○委員長

私もそういう思いもずっと持っておりますが、女性だから審議会等の委員になるのではなくて、やはり一人の人間として、それだけの能力をお持ちであるということを評価した上で、メンバーになるのであれば私はいいと思います。けれども、女性だからと入れるというのは逆に女性に対して何でいうか差別扱いみたいな感じがいたしますので、私は余り感心しない。やはり個人としての能力を評価されて、委員なりに受理されていくそういう方向性できていただいたほうはいいのではないかと。したがって、余り数字にこだわっていただかなくても私はいいのではないかという思いがずっとしておりました。

○市民環境部次長

これにつきましてはいろいろご意見があるかと思います。また、副市長は女性副市長でございますが、市の推進本部の本部長として、社会的な障壁といいますか、女性が活躍できないような障壁について十分に研究し分析し、それが解決できるように頑張ってくださいという指示を受けています。この議論については、これから審議会なり、また推進本部において、今後やってまいります。そのための企業訪問をやっており、実際現状はどうかとか、どう思われるかということ聴き取りをしています。

そもそも、2つの議論があるのですけれども、どちらも仰るとおりだと思うのです。結論を言いますと、女性だから特にハードルが高くなってしまうくらいがあります。そうではなしに、全体として個人の能力、資質、スキルの部分で評価するのですが、分析しますと、男性よりも女性を評価する場合は知らぬ間に心理的にハードルが高くなるというくらいがあると思っております。その部分の固定的な性別役割意識は非常に問題があります。ですから、相当女性ですと頑張らなければ委員さんになれないとか、上の役職になれないというようなイメージがものすごくあって、男性の場合はそうじゃないということではご

ざいませんけれども、そういう意識が無意識の中にあるのではないかと思っております。

安倍内閣によりましても、当面指導的地位のある女性を30%に上げるということもございます。これはある意味では相当意識的にしなければ難しい数字かと思います。そういう意味では、残念ながら、国におきましても昨年度の女性の管理職割合は0.2ポイントと逆に下がっている状態です。なかなか頑張ってやっても少し下がっているというのが見てとれるような感じがいたします。その原因がどこにあるのかという部分を審議会とか推進本部の中で、また各種分析をする中で調査し、進めてまいりたいと思います。この議論をさせてもらうと、それぞれ委員さんによりましてご意見が分かれるところがございまして、それぞれ正しい部分があると思っていますが、それぞれ個人の資質、能力を基準とすることは、当然でございます。それでもなおかつまだ埋もれている女性の方がおられると思いますので、その分を調査や分析して男女共同参画の理想となる社会を目指して頑張ってまいりたいと思っております。

○委員

すいません、一言だけ。本当におっしゃるとおり、皆様と一緒にですけど。1つ思うのはやっぱり男女参画っていうふうに謳っていて、じゃあ、男女参画になつたらどういう社会でどういうことが開けているのかっていうそこが見えないのが問題で、だから男女参画っていう言葉に対して非常に距離をおこうという人が多い。特に女性も人に言われているけれどもっていうそういうスタンスになっている。やっぱり数字ではなくて、しないとどこにいっても同じ人が出てしまっている。母体が少ないとこも、これはやっぱり先ほどもおっしゃいましたけど、時間がかかる。皆そういうふうに意識を持っているのは当然で、でも時間をかけてやる。

それともう1つ、委員になり公の場に出ると、いろんな意見を聞き、いろんな意見を言います。でもそういう委員になろうとしたら、ある会に属している、あるいは専門を持っている。でもそういう専門ではなく一般のご家庭におられたり、入っていない方でいろんな意見を持っていらっしゃる方がいる。そしたらそういう人の意見をより聞けるようなそういうような部分をもっと作るとかしないと、いつまでたっても偏った女性で偏った人間の意見になる。それは悪い意味ではなくて、ある意味で偏ってしまうってことで解決できない問題もあるので、そこを解決しなといけない。数値をいってもなかなかそこには逆にアレルギーが発生するのではないかという感じをずっと持っています。

○委員

今、委員が言わっていたように、男女共同参画の推進という施策名を上げている以上、数字を出されるとやっぱり数字に目がいきますし、これをじゃあ、数字をずっと追っていくのではなくって、目標をあげてでも多くなったり少なくなったり、それはそれでいいとするのだったら、この評価の指標による評価のところにあげないで、別個にされたとかしたほうがいいのではないかと思います。

○市民環境部次長

当然、指標になっておりますし、国も2020年に指導的地位の女性を30%にするという目標を掲げておられますので、これはやはり大きな指標になろうかと思っております。そういう意味ではこの分を少しでも近づけるような形で努力してまいりたいと思っております。これは100%適切かとどうかというのはありますけれども、やはり1つの指標として成りうるのではないかなと思っております。いろんなご意見いただきましたので、その分はしっかりと固めながらやってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

○副委員長

私は1と採点しまして、非常に厳しい採点をしたのですけれども、男女参画社会基本法が1999年ですか、できて15年。最初は彦根市も男女参画課という課でした。私ちょっと記憶が曖昧ですけども。もちろんそれほど熱があってやってこられたわけですけど。ここ数年見ているのですけど、毎年審議会だとか、あるいは育児休業の取得率だとか話があがってくるのですけど、一生懸命やられているのはわかるけど、焦点がどうもぼけていると思います。だから今年は育児休暇とかで活動を聞いたのですけど、少なくともこの彦根市、あるいは県の職員がモデルになって、彦根市の育児休業率はこれだけありますよと、毎年これだけ職員に取ってもらって、努力もしていますよと。それに加えて、彦根市の大手の企業なんかも調べたら調べられるはずですよね。上場会社とか大きな工場がありますから。そこの部分で努力をしてもらうような施策も僕は必要かと思います。

それともう1つ。委員さんの問題については、もう最初何かの委員をやったのは30何年前やと思いますけども、そのときにもいいましたけれども、日と時間。これにやっぱり工夫も必要だと思います。昼間の時間でしたら、それこそ暇と時間ある人いうたらこれは弊害がありますけれども。そういう方しか出てこられないわけですね。少なくとも土

日が休みの方以外は。いろんな形態がありますから、普段のときに空いているかたもおられますけど、少なくともよその他の市町では例えば4回会があるうちの1回は夜間に開くとか。そういう工夫も僕は必要かなと思っています。そうしますと、若い方でも、ふだん仕事に行っておられる方でも出られる可能性が僕はあるように考えています。時間と日の設定。もちろんそれには職員さんがまた出てきてもうたらそのときには職員さんが2人出てもうたら職員の報酬が発生するというのが、やっぱりあります。ありますけれども、少なくともそういう工夫は今まで午前の審議会云々の男女共同参画とかほかの違う委員の方を増やすということについて工夫は多くは見られなかったと。いかがでしょうか。

それとかクオーター制を無理やりとか僕も何年か前にはいいましたけれども、どうしても何かそれも必要やと思いますし、それを推進していくためには。

それと今委員会は幾つありますか。100になりましたかね。100個で1,000名でしたかね。何か昨年度の資料を出してもらいましたよね。公募もあるとは思いますけれども、それも増やしていって、どうしても数値が上がらないというのではなく、増やしていく工夫もしていただきたい。少なくとももう16年なるので、努力は十分認めますけれども、ここはやっぱりここをスタートとしてやっていかれるんならそういう工夫はお願いしたいということで厳しいようですけど、私は1点ということにさせていただきました。

#### ○委員長

はい、ありがとうございます。

参考までですけれども、私はほかの自治体で委員をさせていただいているのですけれども、そこは全て夜間っていうような感じで。私が属しているときはずっと夜間で会社から帰って、7時から9時までです。そう意味でなぜかっていうとやっぱり先ほど言われましたように、若い方とか仕事をお持ちの方が日ごろ出られないというそういう事情を考慮してそういった人たちが出やすいような時間帯に設定しているのだというようなご説明でした。

やっぱりそういう工夫ももちろんお金が発生しますけれども、やっぱりそのあたり、きちんとやっぱり対応されていかないと、相当な努力をされていますけれども数値はなかなか上がっていかないのかなという思いはいたします。ちなみにそこは米原市ですけれども、そこは基本的には夜間に委員会を開催されています。

#### ○市民環境部次長

全ての委員会、審議会ですか。

○委員長

全てです。私が属しているところは夜間です。教育委員会も夜間です。

○副委員長

議会も夜間でやっているとこもある。

○委員長

他に何かご意見、ご質問ございましたら。よろしいでしょうか。

### 【321 男女共同参画社会の推進の評価】

評価について変更なし。

有効性 16.2 必要性 16.2 妥当性 10.7 効率性 15.0

### 【321 男女共同参画社会の推進の総括評価】

○委員長

この場合、妥当性がやや低いだけで、あとは高い評価でございますが、そのあたりでこれを拾っていただくということになります。特にはございませんでしょうか。

(後日事務局で案を作成。)

(休憩)

(再開)

### 【331 多文化共生のまちづくりの推進への意見・質問】

○市民環境部次長

現状と課題でございますが、考え方として、外国人住民の方々も地域社会の構成員、生活者として考えております。ですが、まだまだ市民の方々にはそこには至っていないというのが現状ですので、啓発活動が必要であろうと思っております。また、外国人住民の方には言語や生活習慣の違いにより、非常に生活を不便に思っている方がおられますので、生活支援の体制が必要であると思っております。それから、窓口の通訳配置、行政資料の多言語での提供ということで行政サービスを行っていく必要があると思っておりますが、まだまだ住民の方々への提供が十分ではない状態です。また、外国人の児童生徒に対する

ことですが、日本語指導なり、ふだんの活動の充実が必要であると思っております。

それから、社会のグローバル化による国際教育推進ということで、広い視野を持って異文化を理解し、ともに生きていこうとする教育活動が必要だと思っております。

目指す成果としては、言葉の違いによる情報格差がないことを目指すこと、それから外国人住民向けにサポーターの方を登録いたしまして、多くの市民の方が多文化共生社会に生きる自分自身を実感できるように目指していきたいと思っております。

その中の事業といたしましては、大きく3本柱がございます。1つは外国人住民の生活支援でございます。これについては言葉や習慣の適応しづらい人々に対する支援でございます。これには国際交流員や通訳の職員を配置しており、できるだけ通訳なり、多言語での、この場合はポルトガル語、英語、中国語での電話相談等を対応しております。また行政相談、行政制度説明会についても開催しておりますし、外国人の児童生徒さんにつきましては、孤立化を防ぐためのネットワークづくりを行う場といたしまして、子ども多文化クラブなどを開催いたしております。

それから2番目、啓発、教育の充実でございますが、国際交流員を招致いたしておりまして、広報ひこねへの記事掲載やポルトガル語教室、外国籍の料理教室などを開催いたしまして、外国の文化や習慣等を紹介するということをやっております。それからまた、湖東定住自立圏の協定に基づくもので国際理解教育を推進しております。また国際理解、教育アドバイザー、ミシガン州立大学連合日本センターの学生を小学校に派遣するなどして国際理解、教育の推進を図っております。

そして3番目、外国人住民への行政サービスにつきましては、外国語版の広報を発行しております。ポルトガル語、英語、中国語、それぞれ発行しておりますし、また外国語版のホームページやFMひこねでポルトガル語による生活情報等を配信しております。

指標でございますが、外国人住民の方へのボランティアの登録者数、今はサポーターとお呼びしているのですが、サポーターの数です。平成23年度当初は27人、平成27年度に100人を目指しております、徐々に増えつつございますが、25年度の目標が60人のところ30人ということで遅れしており、積極的に進めてまいりたいと思っております。そういう意味では外国人住民への対応はまだまだ十分ではないと思っております。

誰にとっても暮らしやすい地域づくりを目指しております、また、多文化共生社会実現のための国際理解教育を進めていく必要があるうと思っております。具体的な事業といたしましては、国際交流員の招致事業、国際理解教育推進事業、子ども多文化クラブ事業、多

文化共生社会推進事業ということで進めております。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長

はい、ありがとうございました。

それではただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見がございましたらご自由によろしくお願ひいたします。

○委員

あの、事前質問でさせてもらったらよかったのですけど、ちょっとし忘れてしまったので、湖東定住自立圏の中での国際理解教育を進めているというように仰ったのですが、大学で仕事した関係で、定住自立圏の中の彦根市ではないところですが、いろいろ頑張って国際理解教育的なことを地域でされているところもあったのですが、彦根市としては国際理解教育を進めるというのは具体的にどういうことをされているのかなって思います。

○市民環境部次長

人権政策課では、国際理解の先生に依頼いたしまして、国際理解教育のプログラムをたくさんつくってもらっています。いろいろ種類がございますので、それを使って、地域の方、小学校、それから定住自立圏でございますので、近隣の町の方を対象として、国際理解教育を実施していただいております。なお、この事業にはそれぞれ4町から2万円の負担金をいただいている。申し込みがあれば、先生や私どものCIR、それからボランティアなど、関係者の方々に協力いただいて、プログラムを提供しています。申し手に合わせてどういった形にしようかといった相談などをして、それぞれにふさわしい形でやっていただいている。

○委員

じゃあ、個々にされるものを提供される。

○市民環境部次長

そうです。個々のプログラムです。もし、〇〇小学校から申し出があれば、学校に出て行きます。各自治会等からも申し出があります。

○委員長

他によろしいでしょうか。

○副委員長

すみません。5番の質問をさせていただいたのですけど、残念ですがここ4、5年、

滋賀県留学生推進会議には彦根市からは参加されておりません。私は実は運営委員をしておりまして、彦根市と大津とそれから草津、長浜、それから龍谷大学、立命大学、県立大学、聖泉大学、滋賀大が加盟しております。この中には、滋賀県の大学を卒業した留学生の就職先も全て、これは公表されております。ジョブフェアも京都とかそういうところでやっておりまして、これは県立大学も滋賀大も行きたい人は参加をしてやっておりますけれども、なかなか市町との連携が実は私の努力不足もありますとれていません。草津は非常に大きい大学がありますので、結構草津の国際協会は日ごろからやっておられます。彦根もJCMUさんとか気楽に、一生懸命やっていただいているが、市と彦根市の国際協会とかいうのは一緒になかなか留学生がたくさんいながらどうも活動が見えてこないということで、最近JCMUは商工会議所とホームステイの委託先を商工会議所のなかから選ぶという連携がしましたけれども。せっかく何とか11万の都市に大学が4つもあると、僕も前から言うように活気がある。何とか学生たちを参加させるようなプログラムを多文化共生の中でも模索をしていただければなと思ってお願いをしております。

私が採点を5にしたのは、新しい分野ということもありますし、施策が見えにくい。行政の方々も何から手をつけていいのか、確かに外国籍の住民も増えて、そういう方に対して同じような質問をしておいたのですけど、やっぱり市民として税金を払われている、市民権を取られている方に対しては1市民として同じサービスをこれから提供していくなければならないのですけれど。こういうところは何とかこう焦点を絞って施策をやっていただきたいというところで妥当性について5にしました。以上です。

○委員長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

多文化共生社会推進事業のことでお聞きしたいのですけれども。市役所にいろいろ書類を取りに行ったときに外国のブラジルの方が何人かいらっしゃって、何回かそれを見ているのですけれども、通訳の方がついておられて書類を集めておられたのですが、それはそういう状況を見て十分対応しているのだなと思って見させてもらったのですが、こここの数値を見ますと、翻訳数で目標が120で現在値が308ですね。こういうニーズになんか対応できているのかできていないのかとおもいます。

機械化できるものもあるのではないかと思うのですが、どのようにお考えになっていらっしゃますか。

○市民環境部次長

ホームページでは機械的にできた部分もあると思うのですが、しっかりした外国語に、翻訳した情報を出す情報がありますし、こうした情報のニーズの方がどんどん高まっています。例えば、臨時給付金の関係では、当然外国人住民の方で対象になる人もおられます。全部ではありませんが、こうした通知を場合には、担当者との部分を翻訳するのか協議をします。通知を早くしなければならず、他の業務とかけ持ちしながら翻訳しています。需要はどんどん出ています。また、彦根市には、通訳が人権政策課におりますけれど、ここに電話すれば通訳がいるという情報が外国人住民の方もわかっていますので、直接相談にこられます。また、普段は窓口に行かれて、ポルトガル語か英語によって通訳依頼の電話がかかってきます。ちょっとポルトガル語の通訳をお願いしますとか、英語の通訳をお願いしますという連絡がくるというような形が最初だったのですが、今はよく知っている方でしたら、直接人権政策課に電話がかかってきます。中には、いついつこういうことで行きたいのだけれど、一緒に来てもらえないだろうかという形で事前に電話されるかたもいます。通訳の方がベテランになると、一般的な福祉とか病院とかの場合でしたら、ある程度パターン的にわかってきます。そうなってくると、情報も十分わかっておられますので、単なる通訳ではなく、相談業務になってきます。相談業務になりますと時間がかかりますので、現状としては、まだまだ細かい部分については対応が出来かねるというものが正直なところです。需要はどんどんあがっています。

○委員

通訳される方の対応は十分できているのですか、人数的に。

○市民環境部次長

実際、今は英語の通訳の方は1人です。全部臨時職員です。そしてポルトガル語は、CIRの国際交流の方がおられまして、通訳は主任と副主任で2人おります。ポルトガルとして3人は対応できます。職員でも英語をしゃべれる者もいますけれども、基本的に他の業務がありますので、対応はしておりません。また、今は通訳というよりも相談を受けることが増えています。例えば、市営住宅に入られた外国人の方がおられて、担当者レベルでは細かいニュアンスが伝わらなかったのですが、通訳が相談対応する中で細かい部分の情報を聞いてみると、少しおかしいということがわかったので、住宅の担当者に直接現場行ってもらったところ、底が抜けるような湿気で大変な状況であったという事例がありました。この場合も通訳が実際現地に行ったりしていますので、相談業務に時間がかかるて

きます。そういう意味では、単なる通訳という形で対応していた業務が、今は相談業務になってきてていると思っています。ますます需要が高くなってくるので、それに対する部分としてはなかなか追いつかないところです。

○委員

市役所で拝見したのも笑いが伴っていてコミュニケーションは人と人ですので、コミュニケーションが十分取れて通訳をされているのだなと思って拝見していたのですけれども、例えば通訳の方が少ないのであれば、美術館とか演劇とかで翻訳機とかで貸し出しがあるなど、市役所にはタッチパネルを置いておられると思うのですけれども、そういう台数をもっと増やすとかそういう機械的な部分でちょっとした書類の対応は機械とかを使って対応していただいて、本当にいろんなことの相談っていうので通訳の方が少ないのであればそっちを優先するとか。もちろん通訳の方の養成も必要だとは思うのですけれども。数字がこれ308っていうのはどうなのだろうなって思っているわけです。

○委員長

他にないでしょうか。

○委員

追加質問で申しわけないですけれども、大学にもかなりさっきも申してくださいましたようにたくさん留学生がいるのと、せっかくいるので、多文化理解という意味で交流させていただいたらいいかなとその件ですけれども、非常にかっちりと組織として難しく考えられなくても、例えば、私は教育委員会の指定管理の委員をしているのですけれども、その中に中地区の公民館が唯一公民館の中では指定管理の対象としてあって、そこに県大の先生も、委員の先生も国際交流のことが気になっていたので、そういったところで何か留学生とか活用したい。活用というか、できないだろうかといったら、中地区公民館ではすぐに留学生が参加できるようなもち粉づくりとかそういったようなことをしてくださって、そしたら結構留学生が喜んで交流になったとか。

それから先ほどおっしゃっていた方も、ものすごく交流に貢献してくださっているので市民と市民との地に足がついたような交流が割と早くできていくのではないかと思いますので、あまり組織と組織とは思わず、例えば公民館であれば、中地区だけは指定管理がしているから教育委員会の関係ですぐに直接ということができましたけど、市であれば、公民館のこととも関係しておりますし、中継ぎとか広報とかをしていただくだけでもすぐに始まるのではないかと思います。

○委員長

意見ということでございますが、何かあるでしょうか。意見ございませんか。よろしいですか。

○副委員長

もう1つだけお願いをしておきます。外国版の広報の件ですけども、ポルトガル語と英語と中国語でしたかね、今。

○市民環境部次長

そうです。

○副委員長

発行していただいて大変なご苦労をしていただいているわけなのですけれど、これがあちろん市内に7カ所か8カ所ぐらい市立病院等に置いてあります、その検証をお願いしたい。行政だとホームページであげていますよと、ということでそれで市民に伝わっているという錯覚に陥りますので、例えば市立病院に50部おいたと。そのうち例えば30部出たと、そういう検証をぜひともお願ひしたい。今現在やっておられる方法をとられるのならば、「ポルトガル語で300部も市内で7カ所か8カ所においます。英語版もおいでいます。」というのではなく、実際に減った件数をちょっと検証していただいて、今の方でやられるならば。

さらにもっとよい方法は、守山市さんが多分やっておられると思うのですけれども、住民登録をされたときに、本人の了承を得て個別に発送をする。彦根市～町～、という住民登録をされたときに、もちろん本人の了承を得て最低限の情報をお宅へ郵送する。守山市ではもう4年ぐらいやっておられて、非常にその場合は、読むか読まないかは別にして、本人のところに必ず送付されます。もしそういう方法が彦根市でも取れるのならば、より確かな方法だと思います。一遍そのことを意見として検討をしていただければなとお願いをしておきます。

○市民環境部次長

今のことについて、現状をおさえますと、ポルトガル語と英語、中国語をそれぞれやつておりますが、1つはポランティアについてです。確実に相手方に届くような形の配付の仕方もやっております。それから、県営住宅などは個人情報の問題が伴いますけれども、ある程度把握できている部分については個別にそれぞれ配布をしています。

JCMUでしたら、帰国されますので、帰国されたら50部減らすなど、ある程度こちら

で機敏に対応はしております。

確かに初期のころは委員がおっしゃった部分はあったと思います。その部分でやりっ放しという部分はありましたが、そういう意味では何年かやる中で、できるだけ困っている方に、必要な方に届ける形のシステムを、ボランティアの方を通じて、横のつながりを通じてやっていったり、それから施設でやっていったりしています。それについては、できるだけ何部残っているかとか、そういった部分についてもそれなりの把握はできるだけやっているつもりでございます。それだけ説明したいと思います。

#### 【331 多文化共生のまちづくりの推進の評価】

評価について変更なし。

有効性 16.2 必要性 16.8 妥当性 13.7 効率性 15.6

#### 【331 多文化共生のまちづくりの推進の総括評価】

##### ○副委員長

総括評価の中に事務局の方にお願いしたいのですけど、確かにちょっと前までは外国の方を何とか支援しようと、困っておられるということでございまして僕らもやってきましたけれども、もう既に永住権を取られた方が滋賀県内でも相当増えておりますし、今後も永住権をとる方はふえるのではないかと思っておりますので、1市民として特別扱い、外国籍の方のためにというのではなくて、1市民としてお隣近所の方と一緒にのようなサービスの提供の仕方をこれからはしていく必要があるのではないかと思いますので、ぜひともちょっとその部分をちょっとこう入れていただけましたらと思います。

##### ○市民環境部次長

それについて、今まででは外国籍市民という表現をしておりました。今年度から、外国人住民という表現をしており、日本人住民と同じ考え方にしております。国の住民基本台帳の制度が、変わりお住まいのところに、住民として登録するということになりましたので、外国人住民という表現はより適切であると考えています。まさに委員がおっしゃったような生活者といいますか、身近な人という考え方で外国人住民という表現に今年度から変えさせていただいております。そういう意味では、少しでも委員のおっしゃっているような形になるように頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(後日、事務局で案を作成。)

## 【361 河川整備・砂防対策の推進への質問・回答】

○都市建設部次長

現状、目指す成果についてですが、主要1級河川につきましては、未改修区間も多い状況であり、河川管理者である滋賀県に対し引き続き河川整備等を積極的に推進されるよう要望していく必要があります。特に芹川につきましては、中止されたダム事業と同等の治水対策について早期実施を強く要望していく必要があります。

近年全国各地で、局所的集中豪雨による道路冠水や、床下浸水が相次いでおり、本市としましても河川、水路の改修整備を早期に図る必要があります。また、土砂災害につきましても、同様に全国各地で甚大な被害が発生しており、山間部での急傾斜地等への砂防対策も合わせて推進していく必要があります。

結果としまして、洪水、浸水被害及び土砂災害の軽減に取り組み、災害に強いまちを目指します。

次に平成25年度における主要な事業の取り組みについてですが、河川整備としましては現在、滋賀県におきまして、1級河川野瀬川の整備を進められており、本市としましても市内普通河川について364メートルの区間の改良整備を行いました。また、高宮町西部地区では浸水対策下水道事業として整備を進めています、高宮第1雨水幹線、92メートルの整備を実施しました。芹谷ダムが中止になりました1級河川、芹川につきましては、抜本的な治水対策の実現について滋賀県に要望を行ったところです。

土砂災害に対しましては、緊急急傾斜地対策崩壊事業の実施に向け、滋賀県及び、地元自治会と協議を進めているところです。

指標による評価についてですが、指標につきましては河川の新設改良進捗率と急傾斜地崩壊危険区域内の保全済み家屋累計数を挙げています。河川の新設改良進捗率につきましては、昨年度より進捗率を増加させることができましたが、保全済み家屋累計数につきましては数値をあげることはできませんでした。そのため、現在、急傾斜地対策事業実施に向け地元自治会をはじめ、関係機関と協議を進めています。

最後に今後の施策の展開方法については、今後ますます住民から浸水対策の要求が出されることを考えられ、早期の事業成果をあげるため、より効果的かつ集中的な投資を行っていく必要があります。

また、特に急傾斜地崩壊対策事業につきましては100%の地元同意が必要になることから、住民の皆さんには災害に対する意識の向上と、ハード事業に対する理解を深めてい

ただけるよう周知、啓発を図っていきたいと考えているところです。

以上、簡単ではございますが概要の説明でございます。よろしくお願ひします。

○委員長

はい、ありがとうございます。

ただいま担当部署よりご説明いただきましたけれども、これにつきましてご意見、ご質問等ございましたらご自由によろしくお願ひいたします。

では、私から1つご質問させていただきますが、施策の概要のところでございますが、現状と課題で中止されたダム建設事業と同等の治水安全度を有した代替案の提示を求め、またその早期実現について強く要望していく必要がありますと書いてあります。ところが、市が取り組む、主要な事業のところ、3のところに芹谷ダムの建設促進と書いてあります。中止にこうされた建設事業と同等の治水安全度にした代替案の提示を求めるとしてあるにもかかわらず、ここではダムの建設促進と書いてあるのは矛盾するのではないかと思います。

もう1つは、評価の観点のところでも有効性、それから妥当性のところでも治水ダム建設と言葉が出てきておりますが、これも現状と課題のところの表現と全く矛盾するようなことだと思います。このあたり、担当する人はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。市長が変わりまして、考えも変わっているのではないかと思うのですが。にもかかわらず、矛盾している表現になっているような。そのあたり、どういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○都市建設部次長

この基本計画を立てたときには、まだ芹谷ダムの建設が完全に中止という状況ではなくて現在、次期総合計画につきましては、この項目芹谷ダム建設推進につきましては、現在中止ということになっており、代替案としまして現在水没地域の振興策等も実際に着手しておりますので、この3番の芹谷ダム建設推進という項目につきましては、次期総合計画では今言われておりますように矛盾しますので、削除させていただきたいと考えております。

○委員長

矛盾した内容のものをこう定義されて。問題というか発生しないでしょうか。確かに次期から変わると思いますけれども、現段階で今申し上げましたように現状と課題のところの表現と芹谷ダムの建設促進というところが、そのあたりが矛盾している。そうならば、

こういう形で載せていかれてもよいということでしょうか。問題ないということでしょうか。

○事務局

この施策の概要の現状と課題、目指す成果でございますけども、行政評価では総合計画の進捗等をしていただいている。まず、この現状と課題と目指す成果については23年3月に策定しました総合計画の文言をそのまま載せているという形で、ちょっとその年ごとに若干変わる部分があるかもしれません、総合計画の文言をそのまま載せておりますので、都市建設部次長が説明しましたように、この文言については、次回28年度の総合計画っていうのは、この文言については変わりますという形です。今、芹谷のダムのこととか、今後施策の展開で説明していただいているといった上でごらんいただきたいと思いますのでお願いします。

○都市建設部次長

これまで、彦根市としてもダム建設は県では中止という話の中で、再開を強く求めてはいたのですけれども、市長も変わりまして、水没の予定でした地域の振興対策を代替としてダム中止を合意したといいますか、そういう方向転換をしたということで、言われていますように内容が矛盾するような形にはなっています。次期計画で調整させていただいて、修正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

ではそういう事情ということでございますので、そこを勘案して評価をするということになりますが。

○委員

今年あたりの各都道府県のゲリラ豪雨を見ていると、100ミリ以上の豪雨が頻繁に起こっていますけれども、彦根市でそういったゲリラ豪雨で短時間に雨量がものすごく上がった場合に危険な場所っていうのは把握をされていますか。また市民もわかっているのでしょうか。

○道路河川課職員

把握についてですけれども、今まで降った洪水の履歴をマップに落としまして、浸水常襲箇所をつくっておりまして、およそ水がつくであろうというところを把握しておりますので、そういった地域につきましては普通河川、ないしは浸水対策で整備をしていくということをまずやっています。

ただ今回のようなゲリラ的な雨といいますのは、市内でも、今回何度か8月にあったわけですけれども、降る場所というのがかなり異なっており、どこどこで降るというのが特定することが困難な状態です。市内では、時間雨量が短時間で割と10分、20分程度で降り止んだというのが多いのですが、時間雨量で見ますと50ミリ近く降っている場合もあります。その降り方というのが予測できないので、今までの積み上げで浸水しやすい箇所というのはある程度わかっていますけれども、今回の雨量だけではなかなか把握をすることは難しいのかなと思います。

#### ○委員

難しいのはよくわかって無理なことを言っているのですけれども、本当に今回広島でもよその地域でも、こんな突然に短時間に雨量が増えることはなかったとのことですので、今後の地球環境はこれだけ変わってきているっていうことは明らかじゃないかなと思います。そういう過去のデータをもちろん、どこの地域だととにかく雨量が多くかったというデータはもちろんあると思いますが、そういうデータをもとにしても、例えば他の地域みたいに福知山なんかでも川の水が多かったりしているわけです。例えば短時間に降った場合に1番危険っていうのでしょうか。そういうところを市民も知っておきたいなと思います。自分の住まいのあたり、どこまでが逃げられて、どの方向が危ないということを自分でも把握できていないので、実際2階にあがればいいかという気持ちしかないのでしょう。

#### ○道路河川課職員

そうですね、今ゲリラ的な100ミリの雨に対して、確かに全国的にもそこまでのレベルで基準を持って整備していくことはかなり難しい状況あります。それと、当然お金の面とか、時間的にかかるので難しくなっています。

水害のリスクっていうことで、どこが浸水しやすいということでございましたけれども、昨年滋賀県で、地先の安全度マップっていうものを作成されていまして、10年に1度の雨、100年に1度の雨、200年に1度の雨に対応した、地形とともに考慮しまして、どのあたりがいちばん水害のリスクが大きいか、というのを彦根市でも公開に同意しましたので、一般にインターネットで閲覧していただくことができます。ただ、その条件とゲリラ豪雨の条件が必ずしも当てはまるかどうかわかりませんが、水害リスクという面では確認していただけるような十分な資料だと思います。

またそれに基づいたハザードマップというのを今年3月に全戸配布させていただいて

おりますので、そちらをご覧いただけすると、避難情報が載っておりますのでお分かりいただけると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員

ハザードマップはいただいているので、インターネットを見させていただきます。

#### 【361 河川整備・砂防対策の推進の評価】

妥当性について変更あり。14.3→15.6

有効性 18.1 必要性 19.3 妥当性 15.6 効率性 15.6

#### 【361 河川整備・砂防対策の推進の総合評価】

○委員

一応両方とも削除をしていただいたほうがいいかなと思います。情報伝達というのはこっちだと思いますので。

○委員長

委員さんの総括評価は評価できる点、それから努力・工夫を求める点をですね、両方とも削除をお願いいたします。何かあらたにつけ加えることがございましたら。

皆さんよろしいでしょうか。それでは、点数の項目もやや高い、以上でございますので、そのあたりは緩和していただきまして、事務局で取りまとめをお願いします。ありがとうございます。

(後日、事務局で案を作成。)

#### 【365 交通安全対策の推進への意見・質問】

○都市建設部次長

最初に現状、成果についてでございますが、平成25年中の交通事故件数は前年に比べてわずかに減ったものの、高齢者がかかる事故が依然として多いほか、自転車による事故が増加するなどの課題があります。これら、交通事故を未然に防ぐため、特に事故の被害者となりやすい幼児、児童、高齢者を対象とした交通安全教育の充実を図る必要があります。

また、交通安全意識の普及には行政、警察など関係機関だけではなく、市民の自主的な取り組みも重要であり、指導者を育成していく必要があります。交通安全を推進するにはこれらの取り組みを継続的に実施していく必要があるほか、各世代に応じた取組や湖東圏域の中心都市として広域的な取組を促進していく必要があります。結果としまして、交通事故の少ない、安全で住みよいまちを目指します。

次に、平成25年度における主要な事業の取組についてでございますが、交通安全意識の普及啓発としまして、記載のとおり、園児、小学生、大学生、老人会等を対象としまして合計59回の交通安全教育を開催し、保護者を含め延べ約6,000人余りの参加がありました。また市内に26団体あります、幼児カンガルークラブに対し、リーダー研修会の開催や、巡回指導を行いました。さらには、通勤、通学時間帯には市内を広報車で巡回し、ドライバー等に広く交通安全を呼びかけるとともに、広報ひこねやホームページ、各自治会へのポスター配布など普及啓発に努めたところでございます。

交通環境の整備につきましては、地域からの危険箇所の交通安全対策の要望に対し、関係機関と協議の上、必要に応じ、交通安全施設の整備を進めました。

指標による評価についてでございますが、指標につきましては高齢者対象交通安全教室の回数及び交通安全広報車の巡回数をあげています。最終目標回数には達していないものの、昨年度並みの開催数及び巡回数は達成することができました。特に安全教室の開催については寸劇を交えた指導等、高齢者の方が楽しみながら参加いただけるよう工夫を行いました。

最後に今後の施策の展開方法についてでございますが、引き続き特に子供や高齢者への交通安全教育を積極的に実施し、その内容についても、年齢に合わせた参加、体験型の指導方法を取り入れるなどを工夫した中で、1人でも多くの市民に啓発、指導ができるよう関係機関との連携を強め、交通安全の推進に取り組んでいきたいと考えているところです。

以上簡単ではございますが、概要の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○委員長

はい、ありがとうございます。それではただいまご説明いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご自由にお願いいたします。

#### ○委員

基本的なことで、教えていただきたいのですけど。警察と共に、施策を行っていらっしゃる交通対策課の住みわけはどういったものか。交通安全対策の普及啓発だったら、大

学でお願いしたら警察がこられますよね。すると何か重複しているような気がするのですけれども。どういうふうに住みわけていらっしゃるのかなと。

○交通対策課長

まず、当課だけでというのはほとんどなく、警察の交通課の方と一緒に行かせていただいているし、交通安全教室の対象を小学生、保育園、高齢者を中心にしております。そういう意味で大学生のところまでは行けてないのは現状ですけども、担当だけで動くということではなく警察と合わせまして日程調整しながら回数を増やしているという現状です。

○委員

大学ですると警察が担当するはずです。回数とかではなく、どういうふうな仕組み交通安全対策の普及啓発をされているのですか。

○交通対策課長

内容によりまして当課も行かせていただくこともあります。それぞれどういう形で依頼が来ているか、直接警察に大学の事務局から申し込んでおられるかもしれませんので、警察からこういう話で、例えば交通安全だけではなく、自転車の乗り方とかがございますので、場合によって当課にも話がございますので。

○委員

交通安全教育の充実のところで、保育園、幼稚園、小学生、老人会から大学生への交通安全教室が開催されているようですけれども、自転車などのマナー等で、気になる中学生や高校生の安全教育はされてないのでしょうか。

○交通対策課長

平成25年度ではまず、自転車の関係で、高校生も対象として交通安全教室がありました。あるいは別の関係で盗難の話もございますので、市内の私立の学校も行っています。まず啓発として学生さんたちに事務局でパンフレットを配っていただく。聖泉大学、県立大学、滋賀大学の3大学には自転車の乗り方につきまして、事務局に行かせていただきまして、とにかくいろんな問題が出ておりますので、交通安全も含めまして、盗難とか放置自転車等々は全てうちの課でやっておりますので、合わせて参加していただいて警察も事務局から話ををしていただくような形にしています。要するに教室を開くのではなく、PRに、啓発に行かせていただいているということです。中学校につきましては、今年度から1件、西中ですけれども行かせていただいているということですね。要するに日程調整して徐々に広めていきたいと考えております。

○委員

今年度は西中学校だけ。

○交通対策課長

はい。

○委員

徐々にほかの中学校も P R を行う。

○交通対策課長

当然警察の交通課との日程調整もありますので、全体的に全学年でやるか、1学年で行うのか、事前質問にありました、人数の細かい学校もあれば大きい学校もありますので、時間調整しながら実施しております。

○委員長

他にございますか。

○副委員長

ちょっと今の議論と関連するのですけれども、僕も前から不思議やと思っていたのですが、高校生がヘルメットの着用をしていないですよね。中学生は基本的には着用していますよね。高校生のヘルメットの着用も義務づけや推進するような方法はないですかね。県立大学は確か自転車通学の学生には保険を後援会で全部かけているはずです。ヘルメットを着用しなければ、保険の対象にならない。多分、県大生はヘルメットをしていると思うのですけど。

○交通対策課長

県立大学は保険に入らないと自転車通学ができない。ヘルメットは着用ではないです。

○副委員長

ヘルメットは着用ではなくて。

○交通対策課長

学校事務局で相談していただいているのでね。

○副委員長

何とか、その1番大学生、高校生にヘルメットを、何年か前に僕も言ったのですけど。義務教育だから小学校、中学校はしているということでしたけど。J C M U の大学生はヘルメット着用で必ず乗っておりまます。だから、各大学、各高校できることはない。これは市がやる施策かわかりませんけれど、教育委員会なり、どこかと連携をとってできるだ

けやらないと、もう自転車の事故って何千万といるので、取りかかりを見つけていただい  
て高校生、大学生にヘルメットの着用を推進するような、ちょっとでもチラシ1枚でもよ  
ろしいし、何か施策に絡ませることがあれば、お願ひですけども。

○交通対策課長

去年、高校生の帰宅する時間に死亡事故がございました。工事中の現場ですが、残念な  
がら頭を打ったという情報があったのですけれども、県の教育委員会に電話をいたしまし  
て、どうなのかと。うちの市長も高校生はどうか、ということでしたので、県の教育委員  
会に報告したのですけども、できたら施策としてお願ひしたいということだけは口頭でお  
伝えさせていただいています。現状としては。

○委員長

よろしいでしょうか。ほかに。

○委員

ここで回答いただけるかどうかちょっとわからないのですけれども、免許証のことでお  
聞きしたいのですけれども。返還年齢がありますよね。高齢者の方が。

○都市建設部次長

返さなければならぬ年齢はないのですが。

○委員

自由ですが。それは何歳でどれくらいの割合ですか。警察でないともしかしたら答えて  
もらえないのかもしれないですが。返すと代りにバス券とか配布するとかは行っています  
か。

○交通対策課職員

彦根市が加入している湖東圏域公共交通活性化協議会というところで65歳以上の方の  
高齢者で、免許を自主的に返還された方に対して、路線バスかデマンドタクシー、あるいは  
タクシーの回数券をプレゼントするという取り組みをしております。路線バスか乗り合  
いタクシーのいずれか、9,000円分。回数券を配布しております。

○副委員長

年間9,000円ですか。

○交通対策課職員

1回だけです。9,000円をきっかけに公共交通に親しんでいただいて、その後継続  
的に使っていただけたらなということで9,000円という形で取り組みをさせていただ

いております。

○交通対策課長

彦根市は 135 件ですね。

○委員

135 件。

○交通対策課長

県内では 1, 638 件。

○委員

バスがなかなか利用者も少ないし、そういう関係でお年寄り、高齢者の交通事故も多いし、移動手段がないわけですから、車を乗らなければならぬという事情があるので、そういう車を持って高齢者の事故が多いというのも、1つは要因があると思いますので。から、免許を返還することによって1回限りの 9,000 円じゃなくて、もう少し何とか移動手段になるような、生活していく上で自分の車の代りに移動手段になるようなことをちょっと考えていただけるといいのじゃないかなと思いますけど。

○委員長

実際、ほかの市町はどういうふうな対策をとっていらっしゃいますか。免許返還の際に。

○交通対策課職員

私どもの取り組みとしては、デマンドタクシーと路線バスと一体的に取り組んでいるのですけれども、個別にそれぞれ取り組んでおられるケースが多くなっています。路線バスの場合だと、路線バスの事業者さんの独自の取り組みとして割引をしているというケースがよくございます。継続的にずっと半額とかいう取り組みをされているケースもございます。デマンドタクシーについては、市町で取り組んでおられるケースが多いのですけれども、その場合は継続的にずっと割引っていう取組をしているところは比較的少い。私が確認できたところでは、インターネットでも探してみたのですけれども1件だけでした。他はどこも取組している場合でも金額は様々ですけれども、1回だけ回数券をいくらかずつお渡しするっていう取組をしているところが多かったです。

### 【365 交通安全対策の推進の評価】

評価について変更なし

有効性 16.2 必要性 17.5 妥当性 15.6 効率性 15.6

### 【365 交通安全対策の推進の総括評価】

○委員長

点数が全てやや高いということでございますので、もしなければここに出ておりますこの中からピックアップしていただきまして、総括評価を決定いたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(後日、事務局で案を作成。)

それでは予定しておりました、全ての予定施策は終わりました。どうもありがとうございます。

あと、事務局で、この行政評価結果に対する施策・事業への反映状況の確認についての説明はあるのでしょうか。

○事務局

はい、資料の最後に行政評価結果に対する施策・事業への反映状況についてというのがあるのですが、これをごらんいただきたいと思います。

昨年、行政評価委員会から意見をいただきましたことに対しまして、施策担当課で回答をまとめたところでございますので、報告をさせていただきます。

1番先頭に「市街地の整備」が1番先頭にきておりますけれども、資料の見方としましては前回も説明させていただきましたが、左に行政評価委員さんからの意見がございます。総括評価、外部評価結果に対する意見等がありまして、右にその意見に対する行政の取り組みまたはさらにする予定等のことが書いてあります。

ページをめくっていただきますと、下の欄には、妥当性とか効率性とか、低い評価についたことに対しましての行政側からの意見というものを書いております。またこの資料をもとに、現在第3回ですけれども、次の次、第5回の行政評価委員会で施策担当課に来ていただきまして議論をお願いしたいと考えておりますのでごらんいただきたいと思います。以上です。

○委員長

ありがとうございます。

また、これは別途お渡しいたしますので、そのときお持ちいただきたいと思います。

それではこれで全て終了いたしました。長いことどうもありがとうございました。

○委員長

では、これで委員会は終わらせていただきました。

○事務局 それでは本日の会議はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。委員会の皆様方には本日は長時間、熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。次回第4回の委員会は10月7日（火）からの開催を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。資料につきましては後日連絡させていただきます。

それではこれをもちまして、第3回彦根市行政評価委員会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

(終了)

会議録の確定	
委員長署名	大庭松行

平成26年度 第3回彦根市行政評価委員会 出席委員

(五十音順)

氏名	備考
赤木 和代 (あかぎ かずよ)	淡海生涯カレッジ彦根校オブザーバー
池上 松夫 (いけがみ まつお)	(元)彦根市行政改革委員会委員
大橋 松行 (おおはし まつゆき)	滋賀県立大学 教授
嶋津 茂昭 (しまづ しげあき)	(元)彦根市総合発展計画審議会委員
真鍋 晶子 (まなべ あきこ)	滋賀大学 教授
森下 あおい (もりした あおい)	滋賀県立大学 教授